|別紙 1 | 修学資金等の貸付に係る対象業務

- 1 業務従事区域
- (1) 高知県の区域
- (2)以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域 国立児童自立支援施設等 ※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機 関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、 肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。
- (3) 東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。)

2 業務従事施設等

- (1)児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるものア 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設イ(3)に定める「認定こども園」へ移行を予定している施設
- (3) 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する「認定こども園」
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項 の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の 規定による届出を行ったもの
- (6)児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8 第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
- (7) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項 の規定による届出を行ったもの
- (8)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (9) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務 を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの
 - ア 法第59条の2の規定により届出をした施設
 - イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出

をした施設

- ウ 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・ 運営等支援助成金の助成を受けている施設
- エ 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
- オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第 12 項までに規定する 業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
- (10) 企業主導型保育事業